

## ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、マイクロニクス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用条件を、本ソフトウェアを利用するお客様（以下「ユーザー」といいます）と当社との間で定めるものです。

ユーザーは、本ソフトウェアをインストールまたは使用することで、本契約のすべての条項に同意したものとみなされます。

### 第1条（使用許諾と提供方法）

1. 当社は、ユーザーに対し、本契約の条件に従うことを前提として、本ソフトウェアを日本国内において非独占的かつ譲渡不能の形で使用する権利を許諾します。
2. 本契約に基づき許諾される権利は、明示的に定められた範囲に限定されます。
3. ユーザーは、本ソフトウェアを当社指定のウェブサイトからのダウンロード、または当社が提供する物理メディア（USBメモリ、CD-R等）を通じて取得し、インストールすることができます。
4. 前項のインストール自体は無料ですが、本ソフトウェアの全機能を利用するには、当社が発行する有料のライセンスキーを購入し、入力（アクティベーション）する必要があります。
5. ライセンスキーが入力されていない状態では、本ソフトウェアを使用することはできません。

### 第2条（使用範囲）

1. ユーザーは、本ソフトウェアを以下の目的に限り使用することができます。
  - a. ユーザー自身の業務または私的利用
  - b. 当社が許可した環境および台数での使用
2. 当社の書面による事前の許可なく、以下の行為を行ってはなりません。
  - a. 第三者への再配布、販売、貸与、リース
  - b. ネットワークを通じた第三者への提供
  - c. ホスティングサービス等での利用

### 第3条（ライセンスの定期認証）

1. 本ソフトウェアは、ライセンスキーによるアクティベーション完了後においても、ライセンスの有効性を確認するため、定期的（例：1ヶ月に1回、または起動時等）に自動的な認証チェックを行う場合があります。
2. 前項の認証チェックが行われる際、本ソフトウェアは当社の管理サーバーとの間で通信を行うことがあり、ユーザーはこれに同意するものとします。
3. 認証チェックの結果、ライセンスキーが無効であると判断された場合、または長期間認証が完了しない場合、本ソフトウェアの機能の全部または一部が予告なく停止されることがあります。
4. 認証チェックに伴う通信費用、およびインターネット接続環境の維持については、ユーザーの負担と責任において行うものとします。

#### 第4条（禁止事項）

1. ユーザーは、以下の行為を行ってはなりません。
  - a. 本ソフトウェアの全部または一部を複製、改変、翻案する行為
  - b. 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング
  - c. 本ソフトウェアに付された著作権表示や権利表示の削除または改変
  - d. 法令、公序良俗に違反する目的での使用
  - e. 当社または第三者の権利を侵害する行為
  - f. 不正なアクティベーションを試みる行為

#### 第5条（知的財産権）

1. 本ソフトウェアおよび付随するすべてのプログラム、データ、ドキュメントに関する著作権、特許権、商標権、その他の知的財産権は、すべて当社または正当な権利者に帰属します。
2. 本契約は、これらの知的財産権を譲渡するものではありません。

#### 第6条（アップデート）

1. 当社は、本ソフトウェアの機能改善のためにアップデートを提供することがあります。
2. 本ソフトウェアのアップデート内容及び時期について、当社は義務を負うものではありません。
3. 新バージョンでの継続利用を希望する場合、ユーザーは別途新バージョン対応のライセンスを購入、または所定のアップグレード手続きを行う必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第7条（物理メディアの管理）

1. ユーザーは、提供された物理メディア（USBメモリ、CD-R等）を自己の責任において厳重に管理するものとします。
2. 物理メディアの破損・紛失については、当社が別途定める手数料が発生する場合、あるいは再発行に応じられない場合があります。

#### 第8条（保証の範囲）

1. 当社は本ソフトウェアについて、以下の範囲に限り保証します。
  - a. 本ソフトウェアが、当社が定める動作環境において、提供時点で通常期待される基本的機能を有すること。
  - b. 本ソフトウェアに重大な不具合が発見された場合、当社は合理的な範囲で修正または回避策の提供に努めること。
2. 当社は以下の事項について保証しません。
  - a. ユーザーの特定の目的や業務状況に合致した機能、性能、または正確性を有すること。
  - b. 本ソフトウェアに不具合が一切存在しないこと。
  - c. 利用環境の変化（OS更新、他ソフトとの競合等）により不具合が生じないこと。
  - d. 本ソフトウェアの利用によりユーザーが期待する成果が得られること。

#### **第9条（第三者ソフトウェア）**

1. 本ソフトウェアには、第三者が権利を有するソフトウェアまたはライブラリが含まれる場合があります。これらについては、各第三者のライセンス条件が適用されるものとします。

#### **第10条（契約の解除）**

1. ユーザーが本契約のいずれかの条項に違反した場合、当社は事前の通知なく本契約の全部または一部を解除することができます。
2. 契約終了後、ユーザーは直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアを破棄するものとします。

#### **第11条（契約の変更）**

1. 当社は、必要に応じて本契約の内容を変更することができます。
2. 変更後の契約は、当社が定める方法により通知します。
3. ユーザーは変更された契約の施行日を越えて継続利用された時点で、その内容に承諾されたものとします。

#### **第12条（免責）**

1. 当社は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じた直接的、間接的、付随的、特別または結果的損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

#### **第13条（損害賠償）**

1. ユーザーが本契約に違反したことにより当社に損害が生じた場合、ユーザーはその一切の損害を賠償するものとします。

#### **第14条（準拠法および管轄）**

1. 本契約は、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〒192-0045 東京都八王子市大和田町2-2 1-2  
マイクロニクス株式会社  
TEL：042-649-3889  
FAX：042-649-2113